

鹿児島市医師会病院 病院感染対策指針

鹿児島市医師会病院（以下「病院」という）は、「患者様の意思と権利を尊重し、会員や地域の医療ニーズに応え、安全で質の高い誠実な医療を提供します」という病院の基本理念に基づき、患者の皆様と病院従業員（以下「病院職員」という）に、安全で質の高い医療を提供するための「病院感染対策」の基盤として、本指針を以下の通り定める。

病院感染対策に関する基本的考え方

- (1) 全ての職員が、病院感染対策は医療を安全に行うための最優先事項であるという認識を持ち、安全な医療環境の提供に努める。
- (2) 感染症発生の際には拡大防止のため、原因の特定と速やかに制圧、終息を図る。
- (3) 病院感染対策を全職員が把握し、遵守する。

病院感染対策のための委員会・分科会・検討会・感染管理室の設置に関する基本的事項

- (1) 病院感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する感染対策委員会を設置する。また、感染対策委員会で決定した感染対策を各部署で実行するために、感染症対策分科会・看護部感染対策検討会を設置する。
- (2) 病院感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど病院感染対策活動の中核的な役割を担うために、病院長直属の組織として感染管理室を設置する。

病院感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

- (1) 病院感染対策の基本的考え方および具体策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- (2) 病院職員研修として、全病院職員を対象に年2回研修会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修会の開催結果は記録を保存する。

病院感染発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、対象限定サーベイランスを必要に応じて実施し、その結果を感染対策に生かす。
- (2) 耐性菌・市中感染症等の院内発生に伴う病院感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を感染対策委員会または、感染管理室を通じて全病院職員に速やかに周知する。

病院感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 耐性菌・市中感染症等の院内発生に伴う感染拡大を防止するために、感染症の発生状況を感染対策委員会または、感染管理室を通じて速やかに病院職員へ周知する。

患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は、患者または家族の求めがあった場合は閲覧できるものとする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染制御の基本（手洗い・マスク着用）についても説明し、理解を得た上で、協力を求める。
- (3) 必要に応じて感染率などの情報を公開する。

病院感染対策推進のために必要な基本方針

- (1) 病院職員は自らが感染源とならないために、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- (2) 病院感染防止のため、病院職員は「感染対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を遵守する。
- (3) マニュアルは必要に応じて見直し、改正結果は病院職員に周知徹底する。